

建総かわらばん

令和6年7月末の 豪雨災害から3ヶ月

7月25日の豪雨災害から3ヶ月程が経過した。

被害住宅の復旧工事の現場では、県の指導要領に則った工事を行っているが、壁材を取り外して確認すると、壁内の断熱材などへの水の浸透により、実際の床上浸水の高さよりも上部まで修繕を行わないといけなかつた。

9月末の酒田市の被害調査によると、全壊13件、半壊227件、床上浸水36件、床下浸水500件となっている。



「組合独自」お見舞金をお贈りいたします！！

受渡期間：令和6年11月5日（火）～11月15日（金）

全労済住宅災害見舞金の申請は
「全労済住宅損害受付センター」
TEL: 0120-131-459 まで

組合では7月の豪雨災害で被災した方々に対してお見舞いを申し上げるとともに、組合独自のお見舞金をお贈りする事を執行部役員会にて決定いたしました。

尚、お受取りの際に①「罹災証明書」か②「罹災届出証明書」の書類提出が必要となります。予めご用意の上、組合窓口にてお受取り下さい。

※以前罹災証明をご提出いただいた方は再度のご提出は不要です。

①罹災証明書 - 被害による住宅（現実に住居）の被害の程度を証明した書類 ②罹災届出証明書 - 非住家などの被害について届出があった旨を証明した書類

※ 各種案内等、最新情報は組合ホームページにも記載しております。（<http://akumi-kenso.com/>）

